

弁護士・高石秀樹の
「特許」チャンネル

【特許】



発明該当性

(特許法29条1項柱書)

【特許】

発明該当性

(特許法29条1項柱書)



【特許】【意匠】【知財全般】

弁護士・弁理士・米国CAL弁護士
米国PA試験合格 **高石秀樹**

		<p>工程を経ると、前記(4)のような、一定の効果を奏するというものである。すなわち、本願補正発明は、その構成や構成から導かれる効果等の技術的意義に照らせば、物理的に特定の形状、内容の物について、印刷機等の機器により特定の物理的な操作がされる工程を含むことによって、第2の開口部を形成する工程を経たとき、薬袋を捨てたときに個人情報の悪用を防止できるなどの効果を奏するのであり、切り取り線部の目的は同線部に沿って切り取りを行うことを容易にすることであるので、切り取り線部に沿った切り取り等を行い第2の開口部を形成する工程は、特定の形状、内容の物を利用したことに伴う工程を規定したものとみることができることから、上記の本願補正発明の効果は、結局、印刷機等の機器による特定の物理的な操作がされる工程によって実現しているといえることができるものであり、これは自然法則を利用することによってもたらされるものであるから、本願補正発明は、全体としてみると、自然法則を利用しているといえる…。 http://www.patentnavi.jp/entry/20190304/10369.html</p>	
<p>平成19年 (行ケ) 第10369号 <塚原></p>	<p>双方向歯科治療ネットワーク (コンピュータ) *発明の本質が、人の精神活動を支援する ⇒発明該当性○</p>	<p>特許の対象となる「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であり（特許法2条1項）、一定の技術的課題の設定、その課題を解決するための技術的手段の採用及びその技術的手段により所期の目的を達成し得るといふ効果の確認という段階を経て完成されるものである。したがって、人の精神活動それ自体は、「発明」ではなく、特許の対象とならないといえる。しかしながら、精神活動が含まれている、又は精神活動に関連するという理由のみで、「発明」に当たらないということもできない。けだし、どのような技術的手段であっても、人により生み出され、精神活動を含む人の活動に役立ち、これを助け、又はこれに置き換わる手段を提供するものであり、人の活動と必ず何らかの関連性を有するからである。そうすると、請求項に何らかの技術的手段が提示されているとしても、請求項に記載された内容を全体として考察した結果、発明の本質が、精神活動それ自体に向けられている場合は、特許法2条1項に規定する「発明」に該当するとはいえない。他方、人の精神活動による行為が含まれている、又は精神活動に関連する場合であっても、発明の本質が、人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである場合は「発明」に当たらないとしてこれを、特許の対象から排除すべきものではない…。…</p> <p>本願発明は、歯科治療において、これまでは使用し得る材料及び技術の数が限られていたため、治療方式の選択が簡単だったものが、近年、新しい材料及び技術が開発され、処置の選択が劇的に増大した結果、歯科医師が個々のケースについて最適な材料及び治療方法を選択するための情報が過多となったという課題認識の下、歯科医師と歯科技工士が歯科治療計画及び最適な修復歯科治療計画を作成し、最適な材料を使用することを支援する方法及びシステムを提供するものであり、従来歯科医師や歯科技工士が行っていた行為の一部を支援する手段を提供するものであることが理解できる。そして、データベースには、歯科補綴材の材料、処理方法及びプレパレートに関する情報が蓄積され、ネットワークサーバには、歯科補綴材の材料や処理方法についてデータベースを照会することを可能にするプログラムが備えられ、診療室又は歯科技工室には、人間が読み取れる形式で表示する端末が置かれ、コンピュータを使用して歯科補綴材の材料若しくは処理方法を確認、確立、修正又は評価し、この照会に対するデータベースからの回答を受信するように構成されている。さらに、歯及び歯のプレパレートのカラー画像を分析する手段を有し、歯科補綴材の色を患者の歯に最も近く整合させるために必要なデジタル画像を表示できるようにされている。…</p> <p>以上によれば、請求項1に規定された「要求される歯科修復を判定する手段」及び「前記歯科修復の歯科補綴材のプレパレートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段」には、人の行為により実現される要素が含まれ、また、本願発明1を実施するためには、評価、判断等の精神活動も必要となるものと考えられるものの、明細書に記載された発明の目的や発明の詳細な説明に照らすと、本願発明1は、精神活動それ自体に向けられたものとはいえず、全体としてみると、むしろ、「データベースを備えるネットワークサーバ」、「通信ネットワーク」、「歯科治療室に設置されたコンピュータ」及び「画像表示と処理ができる装置」とを備え、コンピュータに基づいて機能する、歯科治療を支援するための技術的手段を提供するものと理解することができる。したがって、本願発明1は、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に当たる…。 http://www.patentnavi.jp/entry/20190304/10369.html</p>	<p>勝有○</p>

<p>平成20年 (行ケ) 第10001号 <飯村></p>	<p>…辞書を引く方法 (紙媒体のみ) *自然法則の利用が、 課題解決の主要な手段 ⇒発明該当性○</p> <p>⇒「反復可能性」は 争点とならなかった</p> <p>Cf. 最判H10(行ツ)19 「黄桃育種方法」事件 ⇒植物の新品種では 高い再現性は不要 Cf. H18(行ケ)10015 「非常に大規模な固定化 ペプチドの合成」事件 ～実施可能要件～解析 装置の発明は「常に 一定の効果」が必要</p>	<p>特許法2条1項は、発明について「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」をいうと規定する。したがって、ある課題解決を目的とした技術的思想の創作が、いかに、具体的であり有益かつ有用なものであったとしても、その課題解決に当たって、自然法則を利用した手段が何ら含まれていない場合には、…特許法2条1項所定の「発明」には該当しない。</p> <p>ところで、人は、自由に行動し、自己決定することができる存在であり、通常は、人の行動に対して、反復類型性を予見したり、期待することは不可能である。したがって、人の特定の精神活動(社会活動、文化活動、仕事、余暇の利用等あらゆる活動を含む)、意思決定、行動態様等に有益かつ有用な効果が認められる場合があったとしても、人の特定の精神活動、意思決定や行動態様等自体は、直ちには自然法則の利用とはいえないから、特許法2条1項所定の「発明」に該当しない。他方、どのような課題解決を目的とした技術的思想の創作であっても、人の精神活動、意思決定又は行動態様と無関係ではなく、また、人の精神活動等に有益・有用であったり、これを助けたり、これに置き換える手段を提供したりすることが通例であるといえるから、人の精神活動等が含まれているからといって、そのことのみを理由として、自然法則を利用した課題解決手法ではないとして、特許法2条1項所定の「発明」でないということとはできない。以上のとおり、ある課題解決を目的とした技術的思想の創作が、その構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様を含んでいたり、人の精神活動等と密接な関連性があったりする場合においてそのことのみを理由として特許法2条1項所定の「発明」であることを否定すべきではなく、特許請求の範囲の記載全体を考察し、かつ、明細書等の記載を参酌して、自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されていると解される場合には、同項所定の「発明」に該当するというべきである。…</p> <p>対象となる対訳辞書の特徴を具体的に摘示した上で、人間に自然に具わった能力のうち特定の認識能力(子音に対する優位的な識別能力)を利用することによって、英単語の意味等を確定させるという解決課題を実現するための方法を示しているのであるから、本願発明は、自然法則を利用したものということが出来る。 http://www.cipr.jp/study/p27862.html</p>	<p>勝 有 ○</p>
<p>平成20年 (行ケ) 第10279号 <中野></p>	<p>遊技機(スロットマシン) (コンピュータ) *発明該当性判断は、 新規な部分だけを取り 出して判断しない</p>	<p>本件訂正発明1～5は、前記のようにスロットマシン等の遊技機に関する発明であって、そこに含まれるゲームのルール自体は自然法則を利用したものといえないものの、同発明は、ゲームのルールを遊技機という機器に搭載し、そこにおいて生じる一定の技術的課題を解決しようとしたものであるから、それが全体として一定の技術的意義を有するのであれば、同発明は自然法則を利用した発明であり、かつ技術的思想の創作となる発明である…。…本件訂正発明1～5は「遊技機」という機器に関する発明であり、上記ゲームのルールを機器に定着させたもの…であるから…、全体として本件訂正発明1～5は、自然法則を利用した発明であり、かつ技術的思想の創作となる発明である…。</p> <p>…原告は、特許法39条、29条の2、29条1項及び2項の特許要件を判断するに際し、2つの発明を対比する場合に、周知慣用技術等を除外して検討することを挙げ、それと同様に特許法29条1項柱書の要件についても、「技術的に意義のある部分」について、自然法則利用の有無や技術的思想の創作該当性を判断すべきであると主張する。しかし、…特許法2条1項が「『発明』とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」と定め、同法29条1項柱書において、「産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。」とした上で、「次に掲げる発明」として、1～3号に公知発明等を挙げている。このような特許法の規定の仕方からすると、特許法は、特許を受けようとする発明が自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものであり、かつ産業上利用することができるものであるかをまず検討した上で、これらの要件を満たす発明であっても公知発明等に当たる場合には特許を受けることができないものと定めていると解すべきである。そうすると、特許法29条1項柱書該当性の判断に当たっては、特許法39条、29条の2、29条1項及び2項のように、2つの発明を対比することにより特許要件の有無を判断する場合とは異なり、特許請求の範囲によって特定された発明全体が自然法則を利用した技術的思想の創作に当たるかどうかを全体的に検討すべきであって、公知発明等に当たらない新規な部分だけを取り出して判断すべきではない…。 http://www.cipr.jp/study/p748774.html</p>	<p>勝 有 ★</p>

<p>平成29年 (行ケ) 第10232号 <森> H30. 10. 17</p>	<p>ステーキの提供システム (計量機) *機器が課題を解決するための技術的手段 ⇒発明該当性○</p>	<p>本件特許発明1は…札、計量機及びシール(印し)という特定の物品又は機器(装置)からなる本件計量機等に係る構成を採用し、他のお客様の肉との混同が生じることを防止することにより、…「お客様に好みの量のステーキを安価に提供する」という…課題を解決するものであると理解することができる。…札、計量機及びシール(印し)という特定の物品又は機器(本件計量機等)を、他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明1の課題を解決するための技術的手段とするものであり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当する…。</p> <p>http://www.cipr.jp/kyu/10232.html</p>	<p>勝 有 ★</p>
<p>平成14年 (ワ) 第5502号 <飯村></p>	<p>資金別貸借対照表 (紙媒体のみ) *「見やすくなる」点を自然法則を利用した効果と認める余地を示唆したが、結論は発明該当性×</p>	<p>…技術的思想の創作であったとしても、その思想が、専ら、人間の精神的活動を介在させた原理や法則、社会科学上の原理や法則、人為的な取り決めを利用したものである場合には、実用新案登録を受けることができない(この点は、技術的思想の創作中に、自然法則を利用した部分が全く含まれない場合はいうまでもないが、仮に、自然法則を利用した部分が含まれていても、ごく些細な部分のみに含まれているだけで、技術的な意味を持たないような場合も、同様に、実用新案登録を受けることができないというべきである。)…本件考案は、貸借対照表について、「損益資金」、「固定資金」、「売上仕入資金」及び「流動資金」の4つの資金の観点からとらえたこと、各資金に属する勘定科目を、貸方と借方に分類することにより、各部ごとの貸方と借方の差額により求めた現金預金を認識できるようにしたことに特徴がある。そうすると、上記本件考案は、専ら、一定の経済法則ないし会計法則を利用した人間の精神活動そのものを対象とする創作であり、自然法則を利用した創作ということとはできない。また、本件考案の効果、すなわち、企業の財務体質等を知ることができる、企業の業績の予想を的確に行うことができる、損益の認識が容易にできる、貸借対照表、損益計算書、資金繰り表など個別に表を作成する必要がない等の効果も、自然法則の利用とは無関係の会計理論ないし会計実務を前提とした効果にすぎない。</p> <p>確かに、「損益資金」、「固定資金」、「売上仕入資金」及び「流動資金」の欄が、「縦方向または横方向に配設される」ことは、見やすくなるという点で、自然法則を利用した効果を伴うということができる。しかし、そのような効果は、そもそも本件考案の特徴であると評価できるものではなく(本件明細書の考案の詳細な説明によっても、本件考案の効果として記載されているわけでない。)、技術的な観点で有用な意義を有するものではない。</p> <p>http://www.cipr.jp/kyu/5502.html</p>	<p>負 不 △</p>
<p>平成16年 (行ケ) 第188号 <青柳></p>	<p>回路シミュレーション (コンピュータ) *数値解析に向けられた発明⇒発明該当性× =H19(行ケ)10239 Cf. 特許 3022103「電子回路動作解析方法」</p>	<p>数学的課題の解析方法自体や数学的な計算手順を示したにすぎないものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するものでないことが明らかである。…非線形連立方程式をもとに構成されたホモトピー方程式が描く非線形な解曲線が、設計された回路の入力電圧に対する出力電圧や出力電流等の関係を示す特性曲線であるとしても、この方程式が描く非線形な解曲線をBDF法を用いて追跡することは、原告が自認するとおり、元の非線形連立方程式の解を求めることにはかならないから、このプロセスは、一般の非線形連立方程式の解法と何ら相違するものではなく、回路の物理的、技術的性質への考察を含むものでない。…したがって、上記解曲線を追跡することは、数学的な手法といえるものであって、「自然法則を利用した技術的思想の創作」を含むものということとはできないから、原告の上記主張は採用できず、本件審決が、本願発明の「回路のシミュレーション方法」について、「純粋に数学的な計算手順を明記したにすぎない」と判断したことに誤りはない。</p> <p>http://www.cipr.jp/kyu/188.html</p>	<p>負 不 △</p>
<p>平成17年 (行ケ) 第10698号 <三村></p>	<p>ポイント管理方法 (紙媒体のみを含む) *機器を道具として用いるにすぎない ⇒人為的取り決め *コンピュータを使うものに限定されない ⇒発明該当性×</p>	<p>(1) 人間が各手段を操作してポイント管理を行う場合について …本願発明の各行為を人間が実施することもできるのであるから、本願発明は、「ネットワーク」、「ポイントアカウントデータベース」という手段を使用するものではあるが、全体としてみれば、これらの手段を道具として用いているにすぎないものであり、ポイントを管理するための人為的取り決めそのものである。…</p> <p>(2) コンピュータがポイント管理を行う場合について 本願発明は「ポイント管理方法」の発明であるところ、ポイント管理における各ステップの行為主体がコンピュータであることは、旧請求項11には、明示されておらず、コンピュータの構成要素、すなわちハードウェア資源を直接的に示す事項は、何も記載されていない。上記旧請求項11には、「データベース」、「ネットワーク」との記載があるが、「データベース」は整理して体系的に蓄積されたデータの集まりを意味し、「ネットワーク」は通信網又は通信手段を意味するもので、いずれの</p>	<p>負 不 △</p>

		<p>文言もコンピュータを使ったものに限られるわけではない。したがって、上記旧請求項11の記載からは、本願発明の「ポイント管理方法」として、コンピュータを使ったものが想定されるものの、ソフトウェアがコンピュータに読み込まれることにより、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段によって、使用目的に応じた情報の演算又は加工を実現することにより、使用目的に応じた特有の情報処理装置の動作方法を把握し得るだけの記載はない。</p>	
<p>平成24年 (行ケ) 第10043号 <芝田></p>	<p>偉人カレンダー (紙媒体のみ) *情報の単なる提示 ⇒発明該当性× (視認性の向上は、 自然法則利用でない)</p> <p>19(行ケ)206「ビデオ 記録媒体」(カラオケの 歌詞表示) 同旨</p>	<p>特許法2条1項は、発明について、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と規定する。ここにいう「技術的思想」とは、一定の課題を解決するための具体的手段を提示する思想と解されるから、発明は、自然法則を利用した一定の課題を解決するための具体的手段が提示されたものでなければならず、単なる人為的な取決め、数学や経済学上の法則、人間の心理現象に基づく経験則(心理法則)、情報の単なる提示のように、自然法則を利用していないものは、発明に該当しない…。…表紙において偉人情報を提示する際、提示すべき事項としてどのような情報を選択するかは、発明者の主観に基づく単なる人為的な取決めすぎず、また、その結果として特定された提示項目の集合についても、情報の単なる提示の域を超えるものではない。また、「偉人図又は写真」の近傍に「偉人名記載欄」を配置すれば、これらの情報の関連の視認性…が高まるといった一定の効果が認められるものの、そのような提示形態自体は、何ら自然法則を利用した具体的手段を伴うものではなく、情報の単なる提示の域を超えるものではない。…そうすると、「表紙及びカレンダー部とを有するカレンダー」といった、物品の漠然とした特定をもって、本願発明が自然法則を利用したものであると評価することはできない。</p>	<p>負 不 △</p>
<p>平成26年 (行ケ) 第10014号 <富田></p>	<p>知識ベースシステム (コンピュータ) *発明該当性判断は、 課題解決手段/効果に 照らして全体として 考察する ⇒課題の位置付けが 明らかでない ⇒発明該当性×</p> <p>※本願発明のように、 データ構造の発明性は 否定されがちである</p>	<p>…請求項に記載された特許を受けようとする発明が、特許法2条1項に規定する「発明」といえるか否かは、前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作に該当するか否かによって判断すべきものである。…抽象的な概念や人為的な取決めについて、単に一般的なコンピュータ等の機能を利用してデータを記録し、表示するなどの内容を付加するだけにすぎない場合も、「自然法則を利用した」技術的思想の創作には該当しない…。…</p> <p>本件補正発明が前提としている課題は、言語に依存しないデータベース等の構築であるが、その前提として挙げられた言語に依存したデータベース等に具体的にどのような課題があるのか、言語に依存しないデータベース等にどのような技術的意義があつて、従来技術と比較して、本件補正発明がどのような位置付けにあるのかについては、明らかとはいえない。…そもそも前提としている課題の位置付けが必ずしも明らかではなく、技術的手段の構成としても、専ら概念の整理、データベース等の構造の定義という抽象的な概念ないしそれに基づく人為的な取決めに止まるものであり、導かれる効果についてみても、自ら定義した構造でデータを保持するという本件補正発明の技術的手段の構成以上の意味は示されていない。また、その構成のうち、コンピュータ等を利用する部分についてみても、単に一般的なコンピュータ等の機能を利用するという程度の内容に止まっている。そうすると、本件補正発明の技術的意義としては、専ら概念の整理、データベース等の構造の定義という抽象的な概念ないし人為的な取決めの域を出ないものであつて、全体としてみて、「自然法則を利用した」技術的思想の創作に該当するとは認められない。</p>	<p>負 不 △</p>
<p>平成26年 (行ケ) 第10101号 <富田></p>	<p>暗記学習用教材 (紙媒体のみ) *発明該当性判断は、 課題解決手段/効果に 照らして全体として 考察する ⇒課題解決は「暗記 学習の方法そのもの」 ⇒発明該当性×</p>	<p>…請求項に記載された特許を受けようとする発明が特許法2条1項に規定する「発明」といえるか否かは、前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作に該当するか否かによって判断すべきものである。…</p> <p>「色付き透明シートを用いて暗記すべき事項を隠すものは、紙面を二色刷りとする必要があるためコストが高くなり、また、紙面とは別物品である色付き透明シートを用いること自体が煩わしいという問題があり、紙面に掲載された文字列の一部を空欄にした教材は、学習者が空欄に入れるべき文字列を思い出すことに汲々として、空欄以外の文字列には注意が向かない傾向があり、前後の文脈の中で空欄に入れるべき文字列を意識する姿勢に欠けやすいという問題があつた」の課題を解決するために、…「暗記学習用虫食い文字列は、原文文字列を対象として作成され、第1の伏字部分が設けられた第1の虫食い文字列と、原文文字列を対象として第1の虫食い文字列とは別に作成され、第1の伏字部分が設けられた箇所に対応する箇所とは異なる箇所</p>	<p>負 不 ○</p>

		<p>第2の伏字部分が設けられた第2の虫食い文字列を含む」という構成を採用したことにより…「学習者は、与えられた文字列のうち、伏字部分のみならず、伏字とされていない箇所についても意識して読む癖をつけなければ両方の伏字部分に正答することが難しいことから、文字列全体の文脈に注意を向けた暗記学習をするようになるため、本願発明の暗記学習用教材によれば、簡素で取扱い性に優れながら、文字列全体の文脈に注意を向けた暗記学習を効率よく行うことができる…」。以上によれば、本願発明は、暗記学習用教材という媒体に表示される暗記学習用虫食い文字列の表示形態及び暗記学習の対象となる文字列自体を課題を解決するための技術的手段の構成とし、これにより、文字列全体の文脈に注意を向けた暗記学習を効率よく行うことができるという効果を奏するとするものであるから、本願発明の技術的意義は、暗記学習用教材という媒体に表示された暗記すべき事項の暗記学習の方法そのものにあるといえる。 http://www.kojin.kojin.jp/801830/jvrf</p>	
<p>平成24年 (行ケ) 第10134号 <土肥></p>	<p>省エネ行動シート① (特願2010-82481) (紙媒体のみ) *心理学的な法則は、 自然法則利用でない ⇒発明該当性× ※省エネシートを読み 取らせる発明であれば 発明該当性○だった? ※原出願は「省エネ 行動シート作成装置」 として特許登録4578565</p>	<p>…ある課題解決を目的とした技術的思想の創作が、いかに、具体的であり有益かつ有用なものであったとしても、その課題解決に当たって、専ら、人間の精神的活動を介在させた原理や法則、社会科学上の原理や法則、人為的な取り決めや、数学上の公式等を利用したものであり、自然法則を利用した部分が全く含まれない場合には、そのような技術的思想の創作は、同項所定の「発明」には該当しない。…図表の各「軸」、及び軸によって特定される「領域」に、それぞれ「第一場所軸」、「第一時間軸」、「第一省エネ行動配置領域」及び「第一省エネ行動識別領域」という名称及び意味を付して提示すること自体は、直接的には自然法則を利用するものではなく、本願発明の「省エネ行動シート」を提示された人間が、領域の大きさを認識・把握し、その大きさの意味を理解することを可能とするものである。また、本願発明の「省エネ行動シート」は、人間に提示するものであり、何らかの装置に読み取らせることを予定しているものではない。そして、人間に提示するための手段として、紙などの媒体に記録したり、ディスプレイ画面に表示したりする態様などについて、何らかの技術的な特定をするものではないから、一般的な図表を記録・表示することを超えた技術的特徴が存するとはいえない。…</p> <p>本願発明の上記作用効果は、一方の軸と、他方の軸の両方向への広がり(面積)を有する「領域」を見た人間が、その領域の面積の大小に応じた大きさを認識し、把握することができること、さらに「軸」や「領域」に名称や意味が付与されていれば、その「領域」の意味を理解することができる、という心理学的な法則(認知のメカニズム)を利用するものである。このような心理学的な法則により、領域の大きさを認識・把握し、その大きさの意味を理解することは、専ら人間の精神活動に基づくものであって、自然法則を利用したものとはいえない。 http://www.kojin.kojin.jp/801830/jvrf</p>	<p>負 不 ○</p>
<p>平成27年 (行ケ) 第10130号 <高部></p>	<p>省エネ行動シート② (特願2012-279543) (紙媒体のみ) *発明該当性判断は、 課題解決手段/効果に 照らして全体として 考察する ⇒課題解決は「人の 精神活動そのもの」 ⇒発明該当性× ※省エネ量を提示する コンピュータであれば 発明該当性○だった? ※原々出願は「省エネ 行動シート作成装置」 として特許登録4578565</p>	<p>…請求項に記載された特許を受けようとする発明が、同法2条1項に規定する「発明」といえるか否かは、前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として考察した結果、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するといえるか否かによって判断すべきものである。…</p> <p>本願発明は…、①省エネ行動をリストアップして箇条書にした表などを利用する者が、各省エネ行動によってどれくらいの電力量等を節約できるのかを一見して把握することが難しいことや、どの省エネ行動を優先的に行うべきかを把握することが難しいことを「前提とする技術的課題」とし、②…「省エネ行動シート」において、「該当する第三省エネ行動識別領域に示される省エネ行動を取ることで節約できる概略電力量…を示すこと」を「課題を解決するための技術的手段の構成」として採用することにより、③利用者が、省エネ行動を取るべき時間と場所を一見して把握することが可能になり、かつ、各省エネ行動を取ることで節約できる概略電力量等を把握することが可能になるという「技術的手段の構成から導かれる効果」を奏するものである。そうすると、本願発明の技術的意義は、「省エネ行動シート」という媒体に表示された、文字として認識される「第三省エネ行動識別領域に示される省エネ行動」と、面積として認識される「省エネ行動を取ることで節約できる概略電力量」を利用者である人に提示することによって、当該人が、取るべき省エネ行動と節約できる概略電力量等を把握するという、専ら人の精神活動そのものに向けられたものであるといえることができる。…本願発明の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等に基づいて検討した本願発明の技術的意義に照らすと、本願発明は、その本質が専ら人の精神活動そのものに向けられているものであり、自然法則、あるいは、これを利用するものとはいえないから、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」には該当しない…。 http://www.kojin.kojin.jp/801830/jvrf</p>	<p>負 不 ○</p>

<p>令和1年 (行ケ) 第10110号 <鶴岡></p>	<p>電子記録債権の決済 方法</p> <p>*従来と同じ取扱いは 本願発明の技術的意義 ではない。 ⇒人為的取り決め</p>	<p>本願発明は、従来から利用されている電子記録債権による取引決済における割引について、債権者をより手厚く保護するため、割引料の負担を債務者に求めるよう改訂された下請法の運用基準に適合し、かつ、債務者や債権者の事務負担や管理コストを増大させることなく、債務者によって割引料の負担が可能な電子記録債権の決済方法を提供するという課題を解決するための構成として、本願発明に係る構成を採用したものである。一方、本願発明の構成のうち、「(所定の)金額を(電子記録債権の)債権者の口座に振り込むための振込信号を送信すること」、及び「(所定の)金額を電子記録債権の債務者の口座から引き落とすための引落信号を送信すること」は、電子記録債権による取引決済において、従前から採用されていたものであり、また、「電子記録債権の額を(電子記録債権の)債務者の口座から引き落とす」ことは、下請法の運用基準の改訂前後で、取扱いに変更はないものである。そうすると、本願発明は、「電子記録債権の額に応じた金額を債権者の口座に振り込む」ことと、「前記電子記録債権の割引料に相当する割引料相当料を前記電子記録債権の債務者の口座から引き落とす」こととを、前記課題を解決するための技術的手段の構成とするものであると理解できる。…</p> <p>本願発明は、電子記録債権を用いた決済方法において、電子記録債権の額に応じた金額を債権者の口座に振り込むとともに、割引料相当料を債務者の口座から引き落とすことを、課題を解決するための技術的手段の構成とし、これにより、割引料負担を債務者に求めるという下請法の運用基準の改訂に対応し、割引料を負担する主体を債務者とすることで、割引困難な債権の発生を効果的に抑制することができるという効果を奏するものであるから、本願発明の技術的意義は、電子記録債権の割引における割引料を債務者負担としたことに尽きる…。…本願発明の技術的意義は、電子記録債権を用いた決済に関して、電子記録債権の割引の際の手数料を債務者の負担としたことにあるといえるから、本願発明の本質は、専ら取引決済についての人為的な取り決めそのものに向けられたものであると認められる。したがって、本願発明は、その本質が専ら人為的な取り決めそのものに向けられているものであり、自然界の現象や秩序について成立している科学的法則を利用するものではないから、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作には該当しない。</p> <p style="text-align: right;">http://www.jpno.go.jp/pk/arc/jc3/0303/arcqf</p>	<p>負 不 ○</p>
---	---	--	----------------------